

境港岸壁での消費税免税店の出店要領

1 目的・概要

外航港クルーズ船の寄港時に岸壁での臨時出店ができるようになったことにもない、岸壁での臨時出店を希望する事業者が、出店できるようにすることで、消費税免税店の拡大を図り、ひいては地域経済の活性化や地域振興に寄与することを目的とする。

2 出店資格

下記要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 既に輸出品販売場を経営する事業者で、事前に承認を受けようとする港湾施設ごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者
- (2) 鳥取県内又は島根県内に本店、支店、営業所等を有する事業者

3 出店場所

境港市 昭和南岸壁、外港昭和北岸壁又は竹内岸壁

4 出店数

1～5店舗程度（1隻につき）

5 出店年月日

外航クルーズ客船寄港日で境港管理組合が指定した日とする。

6 港湾施設使用料

港湾施設使用料は、境港港湾施設使用料減免措置要綱 第2条（1）により、免除することとする。

7 設営経費等

- (1) テント、長机及びイス等の設営使用については、出店者負担とする。
- (2) 使用面積は、1店舗あたり6m×4m以内とする。

8 搬入及び搬出

搬入出経費は出店者負担とし、搬入出方法等は、境港管理組合から別途指示する。

9 出店者募集

境港管理組合のホームページで出店者を募集する。

10 出店申込方法

下記書類を、境港管理組合が指定する日時までに境港管理組合へ提出すること。

<提出書類>

- ・別添様式1（境港クルーズ客船消費税免税店出店申込書）
- ・既に輸出品販売場を経営する事業者であることを証する書類（写し）、又は岸壁での出店承認依頼書類

11 出店者決定

境港管理組合が出店者の募集案内で指定する日とする。

出店希望者多数の場合は、抽選により出店者を決定する。

（場所は、境港管理組合会議室。当日お越しいただけない場合は、境港管理組合が代理で行います。）

12 出店者決定通知

境港管理組合が出店者の募集案内で指定する日とする。

13 出店条件

出店者は、下記条件を遵守すること。

- (1) 電源設備はないため、必要であれば各事業者が発電機を準備する。

- (2) 使用する水は各事業者で準備し、排水は指定した場所で行うこと。
- (3) 火気の使用については、別途協議を要する。
- (4) 各事業者が持ち込んだ備品、資材、発生したゴミについては、各自が持ち帰ること。

1.4 施行期間

この要領は、平成28年4月19日から施行する。